

測量業務共通仕様書 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第106条 業務の実施 「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、規程第5条第3項に基づき別途定める製品仕様書によるものとする。</p>	<p>第106条 業務の実施 「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、規程第5条第3項に基づき別途定める製品仕様書によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定め の他、別途地理院が定めるマニュアルによるものとする。</p>